

## 議案第10号

新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例

新居浜市職員定数条例（昭和34年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「638人」を「651人」に改め、同条第5号中「86人」を「73人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年9月1日から施行する。

提案理由

令和6年9月から新居浜市西部学校給食センターが稼働することに伴い、給食関係の職員の数を見直すことから、市長及び教育委員会の事務部局の職員の定数を改めるため、本案を提出する。